

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

組織規則

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会組織規程第3条の規定に基づき、業務の適正かつ効率的な遂行を図るため、事務局に次の課を置き、課には必要に応じて係を置くものとする。

	課名	係名
事務局	法人運営室	
	地域福祉課	地域支援係（権利擁護・成年後見センター）
		中部地域包括支援センター
	在宅介護課	居宅介護支援係
		訪問介護係
	通所介護課	通所介護係

第2条 事務局に事務局長及び必要があると認めた場合、事務局長補佐、専門幹を置き、課に課長及び必要があると認めた場合、主務、課長補佐、主幹を置き、室に室長及び必要があると認めた場合、主務、室長補佐、主幹を置く。

- 2 係に係長及び必要があると認めた場合、主査、主任、主事、主事補を置く。
- 3 前項に掲げる職員のほか必要があると認めた場合、臨時又は非常勤の職員を置くことがある。
- 4 第1項から第2項の職員定数は、一般会計及び特別会計に計上された予算の範囲内において定める。

第3条 職員は会長が任免する。ただし、第2条第3項に定める職員の任免は事務局長において行うことができる。

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の業務を統括し処理する。

- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
- 3 専門幹は、社会福祉法人運営の経験及び専門の知識をもって事務局の業務を処理する。
- 4 課長及び室長は、事務局長その他上司の命を受け、課及び室の業務を統括

し処理する。

- 5 主務は、社会福祉事業並びに公益事業の経験及び専門の知識をもって課又は室の業務を処理する。
- 6 課長補佐及び室長補佐は、課長及び室長を補佐する。
- 7 主幹は、課長その他上司の命を受け、高い専門性が求められる業務を処理する。
- 8 係長は、課長その他上司の命を受け、係の業務を統括し処理する。
- 9 前各項に規定する以外の職の職務は、上司の命を受け、事務局又は課又は室の業務を処理する。

第5条 会長不在のときは、事務局長が主管業務を代行する。

- 2 事務局長が不在のときは、その業務を担当する事務局長補佐、専門幹または課長が代行する。

第6条 各課は、常に横の連携をはかり組織活動上の脱漏及び重複をなくし、すべての職員は業務処理の合理化及び能率増進に意を用い、更に積極的な組織全体活動の経済性を考慮して必要な提案を行い、会長の許可を得てこれを実施する。

附 則

- この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規則は、令和 元年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年12月 1日から施行する。